

の 議会ゆがわら

平成18年6月

No.58

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp



大きく育て、稚鮎の放流

3月
定例会

2/28~3/17

主な
内容

正副議長あいさつ.....	2
委員会の構成.....	2
平成18年度予算.....	3
総括質問.....	3~5
委員会だより.....	5~7
一般質問.....	7~9
条例制定.....	9
補正予算.....	9
審議と賛否.....	10

ごあいさつ

第36代議長

原田 洋



このたびは、議会のご推挙によりまして、湯河原町議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。

地方分権時代の到来により、私たちの地域のあらゆる問題は、自分たちで選択又は決定し、その結果についても自分たちで責任を負っていかねばなりません。財政事情の厳しい中、限られた予算で生活環境基盤の整備を図りつつ行政サービスを維持、向上させることはもちろん、より健全な財政運営にも取り組まねばなりません。

時代を展望して、町民の皆様が真の豊かさを感じる住み良いまちづくりに議会と議員はどうしたら応えることができるか、改めてその真価を問われています。

一元代表制のもと、行政とは常に緊張を保ち、監視を忘れず、開かれた議会とするために全力を傾注してまいり所存でございます。皆様のご理解とご指導をお願い申し上げます。議長就任のごあいさつとさせていただきます。

第31代副議長

杉本 光明



3月定例会におきまして、湯河原町議会副議長に選ばれましたことは、このうえもなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感している次第です。

これまで、国と地方は主従の関係でしたが、地方分権一括法が施行され、対等の関係に変わりつつあります。また、財政面でも地方への権限委譲と併せて、交付税の見直しや補助金削減などにより地方自治体は自主自立、自己決定及び自己責任が今まで以上に求められています。

このような時代背景をしっかりと認識し、どうすれば町民の皆様の為になるのかを考え、全力で取り組んでまいります。

今後とも皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

委員会構成が変わりました

委員長 副委員長



議会運営委員会(写真上段)

松野 満 富田幸宏
長谷川俊子 土屋誠一 佐々木征坡 北村幸則 青木昭久



総務文教・福祉常任委員会(写真中段)

長谷川俊子 室伏重孝
露木寿雄 土屋誠一 丸山孝夫 北村幸則 青木昭久 原田 洋



環境・観光産業常任委員会(写真下段)

佐々木征坡 高橋延幸
富田幸宏 半川義輝 杉本光明 北村磯江 小澤眞司 松野 満

広域行政特別委員会

室伏重孝 高橋延幸
富田幸宏 半川義輝 土屋誠一 松野 満 丸山孝夫 原田 洋

国内外親善都市推進特別委員会

青木昭久 半川義輝
露木寿雄 高橋延幸 室伏重孝 杉本光明 北村磯江 丸山孝夫

まちづくり制度等調査特別委員会(新しい委員会)

富田幸宏 小澤眞司
露木寿雄 長谷川俊子 北村磯江 佐々木征坡 北村幸則 青木昭久

スローフード推進調査特別委員会(新しい委員会)

北村幸則 土屋誠一
露木寿雄 高橋延幸 室伏重孝 富田幸宏 半川義輝 長谷川俊子
杉本光明 北村磯江 佐々木征坡 小澤眞司 松野 満 丸山孝夫
青木昭久 原田 洋

議会だより編集委員会

丸山孝夫 杉本光明
長谷川俊子 北村磯江 佐々木征坡 小澤眞司

3月定例会

平成18年第2回湯河原町議会「3月定例会」は、2月28日から会期18日間（本会議開催5日間）にわたり開催されました。

この定例会では、平成18年度当初予算をはじめ条例、補正予算、新特別会計予算、協議、規約の変更など議案33件、議員提出議案2件を審議しました。

平成18年度予算が決まりました

予算審査特別委員会

平成18年度の湯河原町一般会計予算ほか9会計予算は、個々の事業目的、効果等について2日間にわたり質疑応答を行いました。

慎重な審査の結果、すべての会計の予算は、原案の通り可決することに決定しました。

- (委員長) 杉本 光明
- (副委員長) 佐々木征坡
- (委員) 露木 寿雄
- 高橋 延幸
- 室伏 重孝
- 富田 幸宏
- 半川 義輝
- 小澤 眞司



町長の所信表明に対する総括質問

平成18年度町政運営に関する所信について、会派を代表して質問しました。

平成18年度会計別予算額

会計名	平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較		
			増減額(A)-(B)	前年度比(A)/(B)%	
一般会計	79億6,700万円	78億2,800万円	1億3,900万円	101.78	
特別会計	国民健康保険事業	32億2,800万円	30億9,800万円	1億3,000万円	104.20
	吉浜財産区	1,500万円	1,800万円	300万円	83.33
	下水道事業	17億9,300万円	14億6,800万円	3億2,500万円	122.14
	老人保健医療	24億5,500万円	24億5,300万円	200万円	100.08
	介護保険事業	16億6,380万円	15億700万円	1億5,680万円	110.40
	介護サービスセンター事業	1,460万円	2,200万円	740万円	66.36
	公共用地先行取得事業	280万円	0	280万円	皆増
企業会計	水道事業	7億7,300万円	8億600万円	3,300万円	95.91
	温泉事業	3億6,700万円	3億7,600万円	900万円	97.61
合計	182億7,920万円	175億7,600万円	7億320万円	104.00	

質問

構造改革特別区域計画について

室伏重孝議員（合志会）

この計画を利用したスローフード大学院設置の取組を進めています。これはまさに、総合計画の基本目標の一つであり、町の全体的魅力を高め、産業の活性化を図る」を実現する

ための施策として、本町の各産業が連携した、地域の活性化の足がかりになるものと期待をしています。地域再生計画の中にあります観光交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図るに合致するものと考えています。平成18年度の

回答

取組と今後の方向性についての考えをお聞かせください。



この大学院は、大学新卒者のみならず一般社会人も対象とする、国際水準に適合した高度で実践的な教育を提供する専門職大学院であり、専攻分野は、飲食料品の生産から加工、流通にいたるあらゆる事柄を様々な視点で教育研究を行うものです。

大学院は、平成20年4月の開校を予定しており、平成19年4月末には設置の認可申請を文部科学省へ提出する計画となっています。

平成18年度における取組として、まず、大学院を設置する株式会社は、校舎の位置を早期に確定し、地域活性化のためのシンクタンクの機能を併せ持つ研究テ

「Iマ等を確立することな
つています。なお、国が定
める大学院設置基準に適合
したものに整える作業は、
既に取り組んでいるところ
です。」

町の取組としては、校舎
の位置が決定され次第、速
やかに構造改革特別区域の
認定申請を国へ行う計画で
進めています。

この計画の推進の一環と
して、また、産・学・官の
連携による『スローフード・
スローライフの町 湯河原』
の実現のため、町内外に向
けたイベントの開催を6月
と9月に予定しており、2
月からは準備室を設け、関
係団体との意見交換会に若
手職員を参加させるなど、
計画づくりに取り組んでい
ます。

今後の方向性は、計画の
構想にある大学院を中核と
して本町の特性を活かしな
がら、農業・製造業・観光
サービス業が協働し、産・
学・官の連携による地域の
活性化を進めることや、食
に関する知識を身に付け、
食べ物を選ぶ力を育むため
の「食育」を推進するため
諸施策に取り組んでまいり
ます。

(その他の質問)

広域連携について

「四季彩のまち・さがみの小
京都 湯河原のPRについて
地域全体のやる気について
景観整備・町内導線のプラン
について
地域包括支援センターについて

露木寿雄議員(21世紀クラブ)

質問

「元気で、湯河原」のキャッチフ
レーズについて

町長は所信の中に、『観
光立町湯河原の再生に向け
「元気で、湯河原」をキ
ャッチフレーズに、活力あ
るまちづくりに全力を傾け
る』と決意を表しています。
このキャッチフレーズを
具体化するもの一つに、
高齢化が県下で最も高いレ
ベルにある本町において、
高齢者の健康寿命を延ばす
ことがあると思います。

そのためにはまず、町民
向けに介護予防や予防医療
についての小冊子を作成し
て、健康に対する町民の意
識改革を行う必要があると
思いますが、町長はいかが
お考えでしょうか。

回答



改正介護保険法に「地域
支援事業」が創設されまし
た。この事業は、高齢者が
要介護状態等となることを
予防するとともに、要介護
状態等になった場合にも、
可能な限り地域において自
立した日常生活を営むこと
ができるよう支援するため
市町村が実施する事業とし
て介護保険制度内に創設さ
れたものです。この事業に
は、介護予防普及啓発も含
まれています。

町では平成18年度予算に
おいて、介護予防一般高齢
者施策事業費として、介護
予防啓発事業用冊子等の印
刷費を計上しています。制
度発足時から介護保険制度
普及啓発用の冊子の作成費
も趣旨普及経費として、引

き続き計上していますので、
この冊子の中にも介護予防
や健康づくりに関する事項
を盛り込み、介護予防や健
康づくりの必要性をPRし
ていきたいと考えています。
健康づくりに関する啓発冊
子が、県国民健康保険団体
連合会から町に送付されて
きますので、更にその活用
を図るとともに、町のホー
ムページ上に「自分ででき
る健康チェック」を載せ、
町民の皆様がいつでも健康
チェックができるようにな
りましたので、その活用に
ついて広く呼びかけたいと
考えています。また、保健
センターで行っている住民
健康相談事業や健康教育事
業において、健康であり続
けることの普及啓発の充実
に努めてまいります。

機会あるごとに介護予防、
健康づくり、心の健康づく
りの重要性をお示しするこ
とにより、高齢者の方だけ
でなく広く町民の皆様に関
心を持っていただき、介護
予防、予防医療の大切さ
について認識していただき
予防活動を実践していただ
けるような環境づくりにも
引き続き意を配ってまいり
ます。

(その他の質問)

三位一体改革の影響と今後の
見通しについて
スローフード大学院の設置に
関連して
観光会館の耐震対策について

半川義輝議員(公明党)

質問

「国際化・情報化
に対応した人材を
育成し、共生の地
域社会をつくる」
施策について

湯河原2001プラン後
期基本計画案にも「地域と
国境を越えて、すべての人々
とともに歩み続けるまちを
めざします。」と明記され
ています。そのため、町内
にお住まいの15の国と地域
の約350人の外国籍の方々
と町ぐるみの交流を目的に、
国内外親善交流フェアが開
催されてきました。

しかし、平成18年度予算
には、この交流フェアにつ
いては計上されていません
でした。国際化が加速度的
に進んでいる現在、より一
層の国際交流、国際理解が
不可欠な時代と認識してい
ますので、予算化されな

要因は何であるかお伺いします。また、今後は、どのように工夫されていくのかお伺いします。



回答

国内外親善交流フェアは、町内在住の外国人と地域住民とが相互の文化を理解し合い、異文化と接する機会づくりと国内親善都市との交流を深め、友好関係を築くことを目的として開催してきました。

この事業は、小田原警察署との事前協議により道路使用の許可をいただいて、桜木公園前の町道を会場とし、外国芸能のアトラクションなどをはじめ、外国籍住民による各国の郷土料理の提供や、親善都市の特産品販売を中心として実施してきました。

しかし、その後の社会情勢の変化に伴い、交通安全対策上の理由で会場を道路以外の場所とするよう指導をいただいております。また、会場内の食品衛生上の指導も年々強化されているほか、模擬店での飲食や物産展のイメージが濃いため、『農林水産まつり』などの類似性が目立つとのこと意見もいただいております。一方で、これまで参加をいただいた外国籍住民の方をはじめ、各種団体や親善都市との間に交流の輪が広がり、地域や国境を越えたまちづくりに一定の成果を上げてきました。

このようなことから、平成18年度は、事業全体の見直しを行った中で、会場設営に費用を要する現在の事業は計上を控えさせていただきますましたが、今後も、国際化や共生社会への取組の重要性はますます高まっておりますものと認識しておりますので、これまでご協力をいただいた外国籍住民をはじめ、関係団体などと相談をしながら、ふれあい産業祭等の各種イベントだけでなく、例えば『町民レクリエーションの集い』への参加

など、より効果的な施策の展開を図っていきたくと考えています。

(その他の質問)

「元気で、湯河原」をキャッチフレーズとして位置付けられた諸施策
安全で快適な生活環境を実現するための施策

委員会だより

総務文教・福祉
常任委員会

付託された議案・陳情

議案第13号「湯河原ゆかりの美術館条例の一部改正」は、細部にわたる審査が必要と認められ委員会に付託されました。

今までは、湯河原にゆかりのある作品等を展示、収集してきましたが、これからは作家・作品にとらわれず収集・展示・保存をする公立の美術館とするため、名称を「町立湯河原美術館」

に改称すること。観覧料が、常設展のみの規定になっていましたが、今後、特別展も含めた形で料金体系を明確にするために観覧料を改める。また、条例の施行は10月1日とする。などの説明を受けました。



湯河原ゆかりの美術館

担当職員の説明後、質疑を行い、本条例は審査の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号「湯河原町介護保険条例の一部改正」は、細部にわたる審査が必要と認められ委員会に付託されました。

条例の主な改正点は、保険料率における被保険者区分の5段階制を6段階制に改正することにより、低所得者層への負担軽減を図る

こと。3年ごとの見直しに伴う保険料率の改定で、第3期介護保険事業計画の基準額は、第2期と比較すると26.2%の増となること。要支援状態が2区分となり、その区分変更の際に、被保険者証の提示が必要となり、応じなかった場合の罰則規定を追加すること。地方税法の改正に伴い、高齢者非課税限度額が廃止されたことによる、保険料の激変緩和のための特例措置を附則に規定する。などの説明を受けました。

担当職員の説明後、質疑を行い、本条例は審査の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

陳情第5号「竹内栖鳳アトリエの保護保存についての陳情書」は、継続審査となりました。

説明事項

ゆがわら2001プラン後期基本計画案について
吉浜財産区の廃止と町への管理移管について

湯河原町の指名競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要項の一部改正案について
平成18年度小学校校舎耐

農化事業について

報告事項

固定資産税等課税誤りの対応状況について

学校二学期制のアンケート結果について ほか5件

環境・観光産業 常任委員会

付託された議案

議案第4号「湯河原町国民保護協議会条例の制定」は、細部にわたる審査が必要と認められ委員会に付託されました。

条例の趣旨は、平成18年度中に湯河原町市町村国民保護計画を策定することに当たり、湯河原町国民保護協議会の組織及び運営に関して定める。構成は、町長（会長）及び指定地方行政



湯河原梅林

隊や指定地方行政機関、県や町の職員以外の者を出席させ、意見を求めることができることを規定する。などの説明を受けました。

機関等の各機関に属する職員等が委員で20人以内とする。役割は、湯河原町国民保護計画の諮問機関として計画を審議し、町長に答申する。などの説明を受けました。

担当職員の説明後、質疑を行い、本条例は審査の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号「湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例の制定」は、細部にわたる審査が必要と認められ委員会に付託されました。

条例の趣旨は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において対策本部設置に関する必要事項を定める。対策本部は、本部長（町長）及び町職員からなる本部員と必要と認める職員で構成する。必要と認める時に自衛

担当職員の説明後、質疑を行い、本条例は審査の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

報告事項

開発計画について

湯河原梅林入園状況について ほか8件

広域行政特別委員会

説明事項

飲料水の供給に関する協定書案について

昨年12月に開催された協議会において、現在の真鶴町への飲料水の供給責任消費量1900立方メートルを維持し、供給単価を1立方メートル当たり70円から75円とすることが確認され、協定書案について幹事会で検討してきました。

なお、湯河原町の水道料金の改定に併せて供給料金を改定することに關しては、協定書第1条第2項に「前項の供給料金は、湯河原町の水道事業における供給単価の変動又は水道料金の改定があるときは、甲、乙協定のうへ改定するものとす

る。」という条文を加えました。

この協定は、真鶴町と3月30日に調印を行いました。

報告事項

し尿等共同処理検討状況について

国内外親善都市推進 特別委員会

説明事項

国内外親善都市推進事業の現状と今後について

湯河原町と提携している広島県三原市、富山県立山市、大韓民国忠州市、オーストラリア・ポートステイブンス市などの交流状況の説明を受け、今後の推進事業や対応を検討しました。

報告事項

ポートステイブンス市姉妹都市交流訪問団の受入れについて

4月14日から17日の4日間、姉妹都市提携をしているオーストラリア・ポートステイブンス市から10名の訪問団が来湯することに、ホームステイ先や歓

迎レセプションなどの受入体制について報告を受けました。



訪問団歓迎レセプションの様子

あたらしいまちづくり 調査特別委員会

第一分科会（補助金、委託料及び財政関係）

12月定例会以降は、1月11日と2月8日に分科会を開催しました。

1月の分科会では、平成17年度一般会計負担金のうち「県町村議会議長会負担金」ほか計5件について担当課職員から説明を受け、質疑を行い、第一分科会の調査をすべて終了しました。2月の分科会では、これ

までの様々な調査・検討事項をまとめた「分科会調査報告書」を作成し、委員長に提出しました。

第二分科会（条例、構造改革特区、事務事業、入札関係）

12月定例会以降は、1月25日と2月22日に分科会を開催しました。

1月の分科会では、事務事業の中から、消防・社会教育課・学校教育課・企画財政課・庶務課・税務課・防災課の53件について担当課職員から説明を受け、質疑を行い、事務事業のヒアリングはすべて終了しました。

2月の分科会では、これまでの様々な調査・検討事項をまとめた「分科会調査報告書」を作成し、委員長に提出しました。

特別委員会審議事項の取りまとめ

1年3か月余りの調査検討結果について分科会から報告を受けたことにより、本特別委員会の設置目的をおおむね達成したため、これまでの審議事項の取りまとめ「委員会調査報告書」を作成し、議長に提出しました。

議員定数問題等に関する特別委員会

湯河原町議会基本条例試案について

前回の特別委員会において審議した内容の修正及び確認を行い、湯河原町議会基本条例試案の精査が終了しました。

特別委員会審議事項の取りまとめ

本特別委員会が審議を行った内容を再度確認し、委員の意見及び要望を取り入れた「委員会調査報告書」を作成し、議長に提出しました。

なお、湯河原町議会基本条例試案は、現行の地方自治法を基本としたため、今後の地方自治法改正を踏まえて、新たな特別委員会で検討を重ねることとしました。



一般質問

町の行財政全般について議長の許可を得て質問することが出来ます。

質問者は、議長に質問事項を通告しなければなりません。

質問は、定例会初日に行われ、質問時間は、答弁を含め一人50分以内となっております。

質問者 小澤真司議員

障害者自立支援と地域生活支援事業について

障害者自立支援法が4月1日から実施されますが、利用料は能力に応じて負担するという応能原則から、利用したサービス料に応じて負担する応益負担へと転換しました。そこで、

湯河原町として障害者の生活を守るためにも、県に対して現行水準を維持する姿勢を明確にする必要があります。町の考え方について答弁を求めます。

事業を進めていくに当たりアンケートや実態調査を実施して、現状の負担状況を明らかにして、生活実態や利用料負担の影響等を把握していく考えがあるか。また、算定額の1割を利用者負担にせず、多様な減免制度を確立して湯河原町独自の軽減策を設立する考えがあるか答弁を求めます。

障害者自立支援法では、市町村が支払った額の4分の1を都道府県が、2分の1を国が負担すると規定されています。負担割合は、

現行の障害者支援費制度と同じになります。また、福祉サービス等の費用は、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め義務的に負担する仕組みに改め、国の財政責任の明確化が示されています。

町では、平成16年度から障害者ご本人や保護者と障害者生活相談センター等の職員による、「障害者あり方検討会」を2回開催し、

障害者や保護者の方々の生活実態の把握に努めています。なお、障害者自立支援法第89条では、「市町村は、基本指針に即して、障害福

祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。」ことが規定されており、計画の策定に際し、サービスの量を把握するためにアンケート調査の実施も必要であると考えています。

また、障害者自立支援法では、利用者の個人負担が1割となっております。しかし、衆議院厚生労働委員会附帯決議として、負担軽減の措置が必要な者に確実に適用されるよう、所得に応じた上限額の設定がなされており、就労の支援を含め、障害者の所得の確保に係る施策のあり方も検討されています。したがって、現在の厳しい財政状況の中では、町独自の軽減策を設立することは困難な状況であることをご理解いただきたいと思っております。

(その他の質問)

町内の資源ごみの持ち去り対策について



質問者 丸山孝夫議員

平成19年度をもって、城東高校と統合が予定されている湯河原高校について

この場所は湯河原町の将来に極めて重要な場所です。ここを築立っていった人たちと親や関係者にとっても思い出の場所にふさわしい利用を考えていくことだと思います。そこで、次のことについて伺います。

県との話し合いは行われていますか。
地元産品を中心とした道の駅などは。

人工リーフが崩れているが、対策はどうなっていますか。
埋立地の計画にある緑地公園との整合性は。

県からの借用での利用はどうですか。

湯河原高校の土地及び建築物の活用につきましては、まず、県自らの活用を検討し、次に地元の町による公共的・公益的な活用を、そして活用が見込まれない場合には、民間での活用を検討するといったことを基本

的な考え方として進められているようです。

今後、県と調整しながら、慎重に検討を進めたいと考えています。

先に埋立地内に建設されました遊技場施設の建築協定の中で、将来の構想として海側の用地に道の駅的な施設を建設し、地場産品の販売や観光案内ができるような計画を推進することになっていきます。

現在、神奈川県では平成19年度の着工を目標に、3基目の人工リーフの設置に向けて事業化を推進しています。

この事業計画では、先に3基目の人工リーフ設置が実施されますので、町ではこの事業に併せ、1基目及び2基目の水面から突起している部分も景観の修正を要望しています。

基本的には、藤木川・千歳川から海岸埋立地、新崎川を結ぶ緑と水のネットワーク化の一環としまして、町民のための散策、休憩、レクリエーションなどの機能を有する憩いの公園として位置付け、整備を図りたいと考えています。このように、緑と水のネットワーク

化を図るために計画した公園です。湯河原高校の跡地利用との直接的な関連性はありませんが、今後、湯河原高校の跡地利用が具体化されたときには、周辺の土地利用を含めた中で、公園との整合性も検討されると考えています。

県では、県自らの利用又は売却の方針とすることなどで、借用での利用はできないものと理解しています。

質問者 高橋延幸議員

「湯けむり情緒のまちづくり」の提唱について

今年の賀詞交換会の席で米岡町長から宮下の温泉施設についてのお話がありました。「湯けむりのまちの提唱」は大変喜ばしいこととあります。

温泉地の命ともいえる温泉場の情緒を醸し出す湯けむりが消え、訪れるお客様への期待感が薄れてきたと言えます。

温泉場の情緒の再現は、他の温泉地との競争に勝ち

抜くためにも必要なことであり、行政と温泉使用者及び利用者の協力を得て復活するべきだと考えます。ぜひ広めていって欲しいのですが、今後はどうのように推進されていくのかお伺いいたします。

昨年12月に「つぼんの温泉100選」が発表され、その中で湯河原温泉は54位に選定されています。選定方法は旅のプロによる投票で決められるもので、雰囲気知名度、泉質、施設完備に分け、それぞれにおいて順位付けがされています。選定の項目を見ても、温泉地にとりまして「雰囲気」は大きな要素の一つであることは間違いありません。また、日本温泉協会が実施したアンケートの中で、温泉地の選択理由といたしまして「自然環境」「温泉そのもの」「温泉情緒」といった要素が上位に挙げられていることから、温泉地の雰囲気や情緒の重要性が浮き彫りにされています。

本町では温泉の集中管理供給システムや下水道の整備により、昔ながらの温泉場の情緒が薄らぎつつあり

ますが、現在3か所に湯けむりを上げるモニュメントを設置し、温泉地の情緒を醸し出すことに一役かっています。

昨年12月には、宮下商店会からも温泉街の入り口として、情緒あふれるシンボルをつくりたいとの申し出があり、宮下地区に温泉モニュメントを設置する計画が提出されましたので、現在、設置に必要な温泉供給の検討を進めています。



温泉モニュメント（宮上地区）

今後は、旅館等にも温泉地らしい情緒を醸し出す雰囲気づくりにご協力をいただくとともに、観光会館をはじめ町の観光施設等におきまして、温泉地らしい「湯けむり」が上がるような施設の設置を検討してま



いります。

(その他の質問)

「四季彩のまち」構築のための「桜のエリア」について

質問者 佐々木征坡議員

町内にベンチ(長椅子)を増設することについて

町を歩いていると、バス待ちの高齢者がバス停にある時刻表示板のコンクリート台に腰を下ろしている姿を見かけます。高齢者や障害のある人及び観光客のために、バス停や生活道路の要所及びハイキングコース等にベンチを増設することか
が思いやりやもてなしになると思いますが、町長の考えは如何でしょうか。

湯河原駅から奥湯河原にかけてのほとんどのバス停には、ベンチが設置されています。

しかしながら、湯河原駅から真鶴方面にかけてのバス停や要所にはベンチの設置箇所がまだ少なく、またハイキングコースについても幕山と城山にベンチの設置があるだけです。今後は、湯河原駅から真鶴方面にかけての地域やハイキングコースを重点に、道路管理者や土地所有者などと相談し、利用度が高いと見込まれる場所から順次に設置したいと考えています。

(その他の質問)

町の公共施設の見学会を定期的に実施することについて
行政視察の受入れを促進することについて
ベンチのデザインや仕様を標準化することについて

条例制定

湯河原町国民保護協議会
条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に

関する法律の施行に伴い、本町の区域に係る国民の保護に関する計画を作成するに当たり、湯河原町国民保護協議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、これに伴う委員の報酬を規定するため条例を制定しました。

湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国から指定を受け設置する国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部について必要な事項を定めるため条例を制定しました。

人事案件

湯河原町監査委員の選任
について

町議会議員から選出する湯河原町監査委員に土屋誠一議員を選任することに同意しました。(3月17日新任)

補正予算が決まりました

平成17年度3月補正予算の結果

会 計	補正額	補正後の額	概 要
一 般 会 計	9,893万円	81億3,763万円	重度障害者医療費助成事業、地域福祉会館改修事業、町道学校通り線道路改修事業、駅前ポケットパーク整備事業外
国民健康保険事業特別会計	7,915万円	33億1,167万円	診療報酬、補装具・柔道整復師施術料外
下水道事業特別会計	1,844万円	17億3,419万円	管渠工事等入札執行に伴う減額、公営企業金融公庫の借換えに伴う町債償還元金及び利子の減額外
老人保健医療特別会計	790万円	27億1,068万円	老人医療給付費、老人医療費支給費
介護保険事業特別会計	772万円	16億1,567万円	施設介護サービス等給付費
介護サービスセンター事業特別会計	85万円	2,115万円	登録ヘルパー賃金の減額

水 道 事 業 会 計	補正額	補正後の額	概 要
収 益 的 支 出	109万円	4億8,097万円	企業債支払利息及び一時借入金利息の減額
資 本 的 収 入	3,000万円	1億4,265万円	建設改良事業企業債の減額
資 本 的 支 出	2,750万円	3億3,402万円	入札執行に伴う水道施設台帳システム作成費の減額

審議した議案と各議員の賛否（平成18年3月定例会）

は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名											審議結果				
		露木寿雄	高橋延幸	室伏重孝	富田幸宏	半川義輝	長谷川俊子	土屋誠一	杉本光明	原田洋	佐々木征坡	小澤眞司		松野満	丸山孝夫	北村幸則	青木昭久
4	湯河原町国民保護協議会条例の制定について											×					議長 可決
5	湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例の制定について											×					議長 可決
6	湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について											×					議長 可決
7	湯河原町防災会議条例の一部改正について																議長 可決
8	湯河原町営住宅条例の一部改正について																議長 可決
9	湯河原町介護保険条例の一部改正について											×					議長 可決
10	湯河原町介護給付費準備基金条例の一部改正について																議長 可決
11	湯河原町手数料条例の一部改正について																議長 可決
12	湯河原町特別会計条例の一部改正について											×		×			議長 可決
13	湯河原ゆかりの美術館条例の一部改正について																議長 可決
14	平成17年度湯河原町一般会計補正予算(第7号)																議長 可決
15	平成17年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)																議長 可決
16	平成17年度湯河原町吉浜財産区特別会計補正予算(第2号)																議長 可決
17	平成17年度湯河原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)																議長 可決
18	平成17年度湯河原町老人保健医療特別会計補正予算(第3号)																議長 可決
19	平成17年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)																議長 可決
20	平成17年度湯河原町介護サービスセンター事業特別会計補正予算(第2号)																議長 可決
21	平成17年度湯河原町公共用地先行取得事業特別会計予算											×		×			議長 可決
22	平成17年度湯河原町水道事業会計補正予算(第3号)																議長 可決
23	平成18年度湯河原町一般会計予算											×		×			議長 可決
24	平成18年度湯河原町国民健康保険事業特別会計予算											×					議長 可決
25	平成18年度湯河原町吉浜財産区特別会計予算																議長 可決
26	平成18年度湯河原町下水道事業特別会計予算																議長 可決
27	平成18年度湯河原町老人保健医療特別会計予算																議長 可決
28	平成18年度湯河原町介護保険事業特別会計予算											×					議長 可決
29	平成18年度湯河原町介護サービスセンター事業特別会計予算																議長 可決
30	平成18年度湯河原町公共用地先行取得事業特別会計予算											×		×			議長 可決
31	平成18年度湯河原町水道事業会計予算																議長 可決
32	平成18年度湯河原町温泉事業会計予算																議長 可決
33	熱海市の公の施設の使用に関する協議について																議長 可決
34	障害者自立支援法に基づく市町村審査会の共同設置に関する協議について																議長 可決
35	湯河原町真鶴町衛生組合規約の変更について																議長 可決
36	湯河原町監査委員の選任について(土屋誠一議員)																議長 同意
決議1	まちづくり制度等調査特別委員会設置に関する決議																議長 可決
決議2	スローフード推進調査特別委員会設置に関する決議																議長 可決

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。(本会議場の傍聴席は25席です。なお、委員会の傍聴は、先着6名とさせていただきます。)

受付/開催日の午前9時から
場所/第1庁舎2階 議会事務局

6月議会日程

- 6月12日(月) 本会議(一般質問)
- 13日(火) 本会議(条例、補正予算)
- 15日(木) まちづくり制度等調査特別委員会
広域行政特別委員会
- 16日(金) 環境・観光産業常任委員会
- 20日(火) 国内外親善都市推進特別委員会
スローフード推進調査特別委員会
- 21日(水) 総務文教・福祉常任委員会
- 23日(金) 本会議(委員長報告等)

編集後記

本号から編集委員が変わりました。議会に関することを紙面を通じてわかりやすくお伝えしていきますので、今後ともご愛読くださるようお願い申し上げます。

皆様の「議会ゆがわら」に関するご意見・ご要望をお待ちしています。

議会だより編集委員会

- 委員長 丸山 孝夫
- 副委員長 杉本 光明
- 委員 北村 磯江
- 委員 長谷川俊子
- 委員 小澤 眞司